

鳥取県告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社メ ディコープ とっとり	鳥取市末広温 泉町 566	株式会社メディコー プとっとりヘルパーズ テーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 203	同行援護	平成24年1月 1日
社会福祉法 人れしーぶ	八頭郡八頭町 宮谷240-15	支援センターつばさ	八頭郡八頭町郡家 612-1	生活介護、自立 訓練(生活訓練)	〃